

令和 8 年 7 月 守口市農業委員会総会

開催日時 令和 8 年 7 月 21 日 午後 2 時 15 分

開催場所 守口市役所 1 階 市民会議室 104

出席委員 ①西口 誠一 ②石田 卓三 ③大西 庄治 ④北村 康裕
⑤木村 剛久 ⑥砂口 順亮 ⑦竹原 庸起子 ⑧辻本 恵美子
⑨中東 郷美 ⑩橋本 徹 ⑪山崎 勝彦

事務局 宇都宮、飯島、大路、向井

閉会時間 午後 3 時 05 分

※令和 8 年 7 月 21 日 午後 2 時からの農業委員会辞令交付式に続き総会開催

事務局長

それでは、準備が整いましたので、只今より守口市農業委員会 7 月総会を開催いたします。

先程に引き続き、事務局長の私が司会をさせていただきます。

初めに、農業委員会委員選任後初めての総会となりますので、委員の皆様、そして、職員の紹介をさせていただきます。

委員の皆様につきましては、50音順で紹介させていただきます。お名前を申し上げた委員におかれましては、その場でご起立のうえ一言ご挨拶を頂戴したく存じます。

《委員各位ご紹介・ご挨拶》

事務局長

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

《職員紹介》

事務局長

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今より議案審議に入ります。議長については会長が行うこととなっております。

つきましては、守口市農業委員会規則第 2 条に基づき会長が決まるまでの間、このまま私が議事進行を務めさせていただきます。

事務局長

それでは、令和８年度７月総会を開会いたします。
事務局より、本日の欠席委員の報告をお願いします。

事務局

御報告申し上げます。本日、御欠席の委員は田中委員と山田委員の２名です。したがって、本日の出席委員数は１１名でございます。
以上です。

事務局長

ありがとうございます。定足数を満たしておりますので本日の総会は成立いたします。
それでは、次第５ 付議事件の選第１号「守口市農業委員会会長の互選」についてを議題といたします。

事務局長

これより議案審議に入っていただくところでございますが、その前に事務局より提案がございます。
前期において、会長職につきまして西口委員、会長職務代理職について田中委員にお勤めいただき、まずもって感謝申し上げます。
本市におきましては、会長職務代理をはじめ女性委員の就任率が全国的に見ても高く、現代社会の目指すジェンダーレスな組織というものとなっております。
今期におきましても女性委員が４名就任していただいております、様々な拡充にご意見やお考えを示していただきたいと考えております。
今回でございますが、前会長の御意向もございまして、新たな体制での会長の選出をお願いしたく考えております。
３期務めていただきました西口会長に替わり新会長の選任ということ、また、田中会長職務代理者も本日欠席されていることもございますので、この場で会長を決めるのではなく、改めて次回８月の総会終了後に皆様でご協議のうえ決定いただき、９月の総会で推薦により新会長に就任していただくことを提案させていただきます。
なお、今月及び来月の総会においても議案審議がありますことから、新会長の選出就任までの間は西口前会長に臨時的に会長を

務めていただきたく考えております。

西口前会長には事前にご了承も得ております。

これは事務局としての提案となりますので、委員皆様のご意見をお伺いさせていただきたいと存じます。いかがでしょうか。

委員

異議なし。（委員3名から「異議なし」のご発言）

事務局長

ありがとうございます。

それでは、委員皆様にもご了承いただいたということで、今回の総会につきましては、西口委員に暫定の会長として議事を進めていただきます。西口委員、よろしくお願いいたします。

西口会長

それでは、新会長が選出されるまで、議長として進行をさせていただきます。

西口会長

それでは、議事の進行にまいります。

続きまして、次第5 付議事件の選第2号「守口市農業委員会会長職務代理者の互選」については、先程ありましたとおり、会長選出の後選出されることとなりますので、次の議題にすすめます。

それでは、次第5 付議事件の3「守口市農業委員会申し合わせ事項」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の「守口市農業委員会申し合わせ事項（案）」をご参照ください。

現在の申し合わせ事項は令和5年8月21日から施行されています。この間の生活様式の変遷等をふまえ、お手元の「新旧対照表」のとおり慶弔費の項目について変更する（案）を事務局から提案させていただきます。

委員の皆様よりご意見を頂戴し、決定いただければと考えております。

それでは、「守口市農業委員会申し合わせ事項（案）」につきまして、説明申し上げます。

《守口市農業委員会申し合わせ事項（１～６）について説明》

事務局

７「積立金」および８「慶弔費」では、委員等に慶弔等があった場合の費用を定め、その費用および全国農業新聞の購読料等について、毎月の委員報酬から差し引き積み立てる旨を規定しています。

また、農業委員会委員の任期満了時に本積立金に残額がある場合は精算のうえ返還することを定めています。

この ７「積立金」および８「慶弔費」につきましては、生活様式の変遷および前任の３年間で実績がなかったことをふまえ、お手元の「新旧対照表」のとおり８「慶弔費」の項目を削除し、７「積立金」を全国農業新聞の購読料のみとする変更（案）を事務局から提案させていただきます。

西口会長

ありがとうございました。

説明いただきました「守口市農業委員会申し合わせ事項」について、ご意見・ご提案等はございますか。

委員

（意見なし）

西口会長

ないようでございますので、「守口市農業委員会申し合わせ事項」について、この内容で改正することについて採決を取らせていただきます。

承認の方は、挙手をお願いいたします。

委員

（挙手）

西口会長

ありがとうございます。

全会一致でこの内容で改正とさせていただきます。

それでは、議事を進めてまいります。

続きまして、次第５ 付議事件の４「守口市農業委員の業務と担当

区域」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「守口農業委員の業務と担当区域」についてです。

- ・ 農業委員会最適化活動
- ・ 農業委員会委員活動記録簿
- ・ 担当区域
- ・ 農地重点パトロール
- ・ 農地転用

以上、5点について説明申し上げます。

また、担当区域につきましては、皆様にご確認のうえ決定していただきますようお願いいたします。

《守口市農業委員の業務と担当区域「農業委員会最適化活動、農業委員会委員活動記録簿」について説明》

事務局

次に3点目、「担当区域」についてです。

お手元の「守口市農業委員会 委員担当区域（案）」をご覧ください。

日々の農地パトロールをはじめ、農地転用等耕作状況の確認を要する申請等がありましたら、現地調査をお願いする担当区域を定めるものです。

農業者の委員におかれては、前任者や地元地域からの推薦により委員になられていますので、原則地元区域近くが担当となるようにしています。また、再任された委員は原則前回と同様の区域を担当とさせていただき、新任の委員におかれては、選出地域が同一の前任委員の担当区域を担当していただくように事務局で（案）を作成しております。

ただし、農業者の委員が減員となっていることから、一部担当区域を調整した地域もございます。

なお、北村委員、竹原委員、中東委員は、農業者や地権者と利害関係を持たず、広い視野から農業委員会に関わっていただく「中立委員」ですので、担当区域設定から外しております。

以上です。

西口会長

ありがとうございました。

担当区域について、事務局に案を作成いただきました。
原案のとおりでよろしいでしょうか。
委員の皆さん方、ご意見ありましたら頂戴したいと存じます。

委員

(意見なし)

西口会長

ご意見無ければ、こちらの内容で担当区域を決定いたします。
皆さんよろしいでしょうか。

委員

異議なし(委員2名から「異議なし」のご発言)

西口会長

それでは、ご意見ありませんのでこれで決定させていただきます。
では、事務局から委員各位に担当区域のファイルを配付願います。

《担当区域ファイル配付》

事務局

配り終わりましたので、簡単にですがファイルの中身について説明させていただきます。

ファイル表紙に担当区域名を記載しており、担当区域の農地一覧表と位置図を綴じています。

農地情報として、登記名義人氏名、住所、農地所在地、地目、現況、登記地積を記載し、農地位置図の掲載箇所を示しています。

ただ、こちらは農業委員会として届け出に基づき管理している農地台帳の情報を記載しているため、最新の情報とは異なる場合がありますことを申し添えます。

例えば、所有者がお亡くなりになられて相続された場合、亡くなったことは住民基本台帳との照合で確認出来るのですが、どなたが相続されたかは農地法第3条の3第1項の権利取得の届出が農業委員会になされないと把握出来ないといった事情によるものです。

ですので、こちらの農地台帳の情報と現在の所有者が異なる場合等を把握されましたら、所有者の方に農地法第3条の3第1項の

規定に基づく届出を農業委員会にさせていただきますようご案内のほどよろしくお願いいたします。

担当区域がお代わりになられた委員におかれましては、お手数ではございますが前任者と留意点等の情報を共有していただければと存じます。

ファイルの説明は以上となります。

西口会長

ありがとうございました。

各委員、担当区域の課題などございましたら、引継ぎを行っていただきますようお願いいたします。

では、引き続き事務局より説明をお願いします。

事務局

《守口市農業委員の業務と担当区域「農地重点パトロール、農地転用」について説明》

西口会長

ありがとうございました。

農業委員会の業務と担当区域について説明いただきました。

この件について、何かご意見等ありましたら頂戴したいと思います。

木村委員

重点パトロールについて、今年はどこの地域になりますか。

事務局

例年の順番通りですと、今年度は八雲地区での実施となります。

また、9月頃の総会で皆様に実施地区を決定していただくことになりますのでよろしくお願いいたします。

木村委員

わかりました。ありがとうございます。

西口会長

この件につきまして、他にご意見等ございませんでしょうか。

なければ、次に進めてまいります。

西口会長

続きまして、次第5 付議事件の5「農業委員会憲章」についてです。

お手元に「農業委員会憲章」を配付しております。

守口市農業委員会では、農業委員会の活動原則や行動規範を定めた「農業委員会憲章」を総会のはじめに唱和しておりました。

今期初めての総会ということで、今期においても農業委員会憲章を総会のはじめに唱和するかどうか決めたいと思います。

大阪府の農業委員会大会でも最初に皆さん立ち上がって憲章を唱和しておりますので、皆さん方良ければ守口の農業委員会でもはじめに唱和したいと思います。いかがでしょうか。

石田委員

毎月の定例会の時に唱和するということですか。

農業委員会の憲章を毎月唱和する。意味が無いことはないと思うけど、毎月する必要はないと思います。

当然のことでしょう。憲章なんやから。

年度当初に1回、最初の農業委員会の時に委員の皆さんの意思統一という意味で憲章を唱和する。或いは、各自で黙読するというのは良いと思いますが、毎月する必要はないと思います。

中東委員

農業委員会として必ず唱和しないといけないものではないんですか。

事務局

決まりはございませんでして、各委員会で決めるものになります。

橋本委員

新会長が選出されてから、新会長の意向もふまえて決めたらよいのではと思います。

事務局

今ご意見ありましたように、新会長が選出されてから会長の意向もふまえて、会の在り方としてどのように決めていくのかを判断いただいて、そのうえで今期の農業委員会としての総会の進め方として、皆さんで協議いただいて決めていただいたらよいかと

思います。いかがでしょうか。

西口会長

皆さん、それでよろしいでしょうか。

辻本委員

自分らを戒める言葉がなくなる気がして。

石田委員

今日は委員お二人欠席されていますし、事務局の提案どおり次回全員揃った時に決めるということでもいいん違います。

西口会長

では、そのようにさしていただくということでよろしいでしょうか。

委員各位

異議なし。

西口会長

続きまして、次第5 付議事件の6「会議録署名委員の指名」についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

会議録署名委員の指名について説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第33条で、農業委員会の総会は議事録を作成し公表することと定められています。

つきましては、会長と会長職務代理者を除く委員の中から各回2名の委員に事務局で作成した議事録をご確認いただき、ご署名いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

西口会長

ありがとうございました。

総会の署名人については、五十音順でお願いしたいと思います。
ですので、本日の署名委員は、石田委員と大西委員になります。
よろしくお願いいたします。

西口会長

それでは、続きまして付議事件、報告第4号の説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による権利移動の届出について」をご参照ください。届出農地の詳細は記載のとおりでございます。

南寺方東通の案件で、令和8年2月5日付で相続により権利移動があった旨の届出が令和8年6月13日付であり、令和8年6月18日に受理通知書の発行を行ったものです。

以上でございます。

西口会長

はい、説明が終わりました。

委員の皆さんにかご意見等ありませんか。

西口会長

ないようでございますので、次に進めてまいります。

それでは、続きまして付議事件、報告第5号の説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは、報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」をご参照ください。届出農地の詳細は記載のとおりでございます。

2件とも無断転用の案件で、当該農地周辺に農地がないことから「守口市農業委員会申し合わせ事項 第3項」の規定に基づき、農地転用の影響等確認が不要としたものです。

1件目は、金田町の案件で、令和8年6月30日付で届出があり、令和8年7月3日に受理通知書の発行を行ったものです。

2件目は、佐太中町の案件で、令和8年6月30日付で届出があり、令和8年7月3日に受理通知書の発行を行ったものです。いずれも農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号）第6の3の(2)届出を受理しない場合には該当しません。 以上です。

西口会長

ありがとうございました。

委員の皆さんなにかご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

西口会長

ないようでございますので、本日の議題は以上となります。

ありがとうございました。

最後になりますが、事務局から何かございますか。

事務局

はい。2点ございます。

1点目は、7月分の委員報酬についてです。

農業委員会委員の報酬は、「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」で月額を支給額、支給方法等が定められております。

新任委員におかれましては、この度の任期開始日が7月20日と月途中となることから、同条例第3条第2項「月の途中において報酬が月額で定められている職に就いた場合は、同月の報酬は日割りによって計算する」との規定に基づき、7月20日から31日までの日割り分の支給となります。

また、再任された委員におかれましては、前任期間（7月1日から19日まで）の日割り分と併せて一か月分の委員報酬支給となりますのでよろしくお願いします。

2点目は、次回の総会についてです。

次回の総会は、令和8年8月21日、午後2時から市役所7階市民会議室703で開催を予定しております。

開催の通知は、総会開催日の1週間から10日前を目途にメールで送付いたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

西口会長

ありがとうございました。それでは、以上で令和8年7月の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員